

神労収基第 1885 号の 2
平成 26 年 1 月 29 日

基発 1224 第 2 号
平成 25 年 12 月 24 日

公益社団法人
神奈川労務安全衛生協会
会長 稲垣 健二 殿

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

神奈川労働局長



産業用ロボットに係る労働安全衛生規則第 150 条の 4
の施行通達の一部改正について

産業用ロボットに係る労働安全衛生規則第 150 条の 4
の施行通達の一部改正について

産業用ロボットによる労働災害を防止するため、昭和 58 年 6 月 28 日付基発第 339 号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」（以下「施行通達」という。）により、産業用ロボットの運転中の危険の防止を規定した労働安全衛生規則第 150 条の 4 の留意事項を示していたところであるが、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された規制改革実施計画及び近年の技術革新を踏まえ、施行通達の一部を別紙のとおり改正するので、了知するとともにその運用に遺漏なきを期されたい。

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記については、別添のとおり、平成 25 年 12 月 24 日付け基発 1224 第 2 号「産業用ロボットに係る労働安全衛生規則第 150 条の 4 の施行通達の一部改正について」により、厚生労働省労働基準局長から通達がありました。

産業用ロボットについては、製造業等の産業界において省力化及び労働災害の防止に寄与する機械として多種多様なものが導入されていますが、最近、産業用ロボットによる新しいタイプの労働災害が発生していることにかんがみ、従来の産業用ロボットによる作業に関する規制（昭和 58 年 6 月 28 日付け基発第 339 号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」）が整備・強化されたものです。

つきましては、貴団体の傘下会員事業場等関係者に対する改正内容の周知を図られるとともに、本改正内容を踏まえた産業用ロボットによる労働災害防止対策の推進を図って頂くようお願いいたします。

(昭和58年6月28日付基発第339号労働省労働基準局長通達(施行通達))

| 改 正 | 現 行 |
|---|---|
| <p>施行通達の記の第3</p> <p>5 第150条の4関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>産業用ロボットを使用する事業者が、労働安全衛生法第28条の2による危険性等の調査(以下「リスクアセスメント」という。)に基づく措置を実施し、産業用ロボットに接触することにより労働者に危険の生ずるおそれが無くなったと評価できるときは、本条の「労働者に危険が生ずるおそれのあるとき」に該当しないものとする。評価結果は、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(平成18年3月10日付け指針公示第1号。以下「指針」という。)に基づき記録し、保管するものとする。</u></p> <p>なお、リスクアセスメントは指針に基づき実施するとともに、指針の9(3)前段アの「はさまれ、墜落等の物理的な作用」の危険性による負傷の重篤度及びそれらが発生する可能性の度合の見積りに当たっては、特に以下の事項に留意するものとする。</p> <p>イ 産業用ロボットのマニプレータ等の力及び運動エネルギー</p> <p>ロ 産業用ロボットのマニプレータ等と周辺構造物に拘束される可能性</p> <p>ハ マニプレータ等の形状や作業の状況(突起のあるマニプレータ等が眼などに激突するおそれがある場合、マニプレータ等の一部が鋭利である場合、関節のある産業用ロボットのマニプレータ間に挟まれる可能性がある場合等)</p> <p>(3) 「さく又は囲いを設ける等」の「等」には、次の措置が含まれること。</p> <p>イ～ニ (略)</p> | <p>施行通達の記の第3</p> <p>5 第150条の4関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 「さく又は囲いを設ける等」の「等」には、次の措置が含まれること。</p> <p>イ～ニ (略)</p> |

| 改 正 | 現 行 |
|--|-------------|
| <p>ホ <u>国際標準化機構（ISO）による産業用ロボットの規格（ISO 10218-1:2011 及び ISO 10218-2:2011）によりそれぞれ設計、製造及び設置された産業用ロボット（産業用ロボットの設計者、製造者及び設置者がそれぞれ別紙に定める技術ファイル及び適合宣言書を作成しているものに限る。）を、その使用条件に基づき適切に使用すること。なお、ここでいう「設置者」とは、事業者（ユーザー）、設置業者、製造者（メーカー）などの者のうち、設置の安全条件に責任を持つ者が該当すること。</u></p> | <p>（新設）</p> |

| 改 正 | 現 行 |
|--|-------------|
| <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">技術ファイル及び適合宣言書の内容</p> <p>1 技術ファイルの内容</p> <p>(1) 機械の全般的説明</p> <p>(2) 機械の全体図、制御回路の図面及び機械の運転の理解に必要な関連する記述と説明</p> <p>(3) 機械が本質的な安全及び健康の要件に適合していることの確認に必要な、完全な詳細図面、付随する計算書、試験結果、証明書等</p> <p>(4) 以下の内容を含む、リスクアセスメントを実施した手順を示す文書</p> <p>①機械に適用される本質的な安全及び健康の要件のリスト</p> <p>②同定された危険性又は有害性の除去又はリスクの低減のために実施された防護方策の説明及び該当する場合は機械に関連する残留リスクの明示</p> <p>(5) 使用した規格及び他の技術仕様書、また、それらの規格等に含まれる本質的な安全及び健康の要件の説明</p> <p>(6) 製造者又は製造者若しくは正式な代表者に選定された機関によって実施された試験の結果を示す技術報告書</p> <p>(7) 機械の取扱説明書の写し</p> <p>(8) 該当する場合は、組み込まれた部分完成機械の組込宣言書及び当該部分完成機械に関する組立て説明書</p> <p>2 適合宣言書の内容</p> <p>(1) 製造者の名称、住所及び正式な代表者の氏名</p> <p>(2) 上記1の技術ファイルを編さんする権限を付与された者の名称及び住所</p> <p>(3) 総称としての表示名、機能、モデル、型式、製造番号、商品名を含む機械の説明及び識別方法</p> | <p>(新設)</p> |

| 改 正 | 現 行 |
|--|-----|
| <p>(4) 機械が、適合性を宣言しようとする安全規格の全ての関連規定を満たしていることを明白に宣言する文書</p> <p>(5) 該当する場合、その他使用された技術規格及び技術仕様書の参照</p> <p>(6) 適合宣言を実施した場所及び日付</p> <p>(7) 製造者又はその正式な代表者の代理として適合宣言書を作成した者及び署名</p> | |